

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成22年2月9日（火）午後1時30分から午後4時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所裁判員候補者待機室

第3 出席者

（委員）

小倉正義，貝阿彌 誠，清弘正子，佐野嘉春，谷岡孝範，谷口恵美，
月山純典，津山理美，成川洋司，畑 純一，山内義正

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

梅北民事首席書記官，福本刑事首席書記官，新津事務局長，
木村家裁総務課長，望月家裁総務課課長補佐

第4 議事

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），
△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

1 開会

2 所長あいさつ

3 委員の紹介

4 委員長の選任

貝阿彌委員が委員長に選任された。

5 裁判員裁判に関する説明

裁判員裁判の概要及びこれまで当庁で行われた裁判員裁判の実施状況等について説明した後，裁判員裁判関係施設の見学と刑事裁判の傍聴を行った。

6 意見交換等

テーマ「裁判員制度の運用について」

○ 聴覚障害者が裁判員候補者として裁判所に呼び出された際、事前に手話通訳を希望していたにもかかわらず準備がなされていなかったというニュースを見たが、和歌山ではどのように対応しているのか。

■ 呼出状と一緒に候補者に送付している事前質問票に、手続に参加するにあたり、体が不自由等の理由で配慮してほしいことを記載していただく欄があり、その例として「手話通訳が必要」等が挙げられているので、ここに記載してもらえれば裁判所で把握できるようになっている。

また、聴覚障害者情報センターに裁判員裁判の日程を連絡しており、選任手続当日になって手話通訳の必要な候補者がいることが判明しても、対応できる態勢を整えている。

○ 要約筆記はどうなっているのか。

□ 法廷でのやりとりや証言等を要約筆記するとなると、時間がかかり必要になる。裁判員裁判では、公判前整理手続で細かく審理計画をたて、審理時間を決めた上で候補者を呼び出しており、要約筆記を行うと審理日数が増える可能性があるので、事実上難しいと思う。

○ 手話通訳者が、裁判で用いられる専門用語を理解するのは難しいと思うが、手話通訳者に対する研修などは実施しているのか。

□ 和歌山では手話通訳を入れた模擬裁判を実施したことがあるが、かなりスムーズに進めることができた。一定レベルの通訳者であれば、聴覚障害者にも理解してもらえる通訳はできると思う。

○ 裁判員制度のリーフレットなどに記載されている言葉に分かりにくい表現がある。例えば「被告人を犯人と認めるには、なお合理的な疑いがあるから被告人は無罪」という場合の「合理的な」という使い方は非常にややこしい。

- 「合理的な疑い」という言葉は普段使わない言葉なので、裁判員には「常識的に判断して」というような説明をしている。
- どの段階でそういう説明をするのか。
- 裁判員選任後、裁判員としての仕事や義務の説明とともに刑事裁判の原則についても説明している。ただ、最初に説明しただけでは忘れてしまうので、実際に評議する段階で何回も説明するようにしている。
- 難しい裁判用語を分かりやすい言葉に変えようという動きはあるが、言い換えたことによって正確さが足りなくなると困るので、なかなか劇的には変わらないというのが現状である。
- △ 起訴状の言葉をわかりやすくしようと考えており、全国統一ではないが、例えば「企てて」を「考えて」に、「窃取し」を「盗み」にしたりしている。さらに分かりやすくするため検討しているところであるが、正確性の問題や、法律に記載されている言葉を言い換えていいのかという議論もある。
- 先ほど傍聴した裁判で、検察官が行っていた冒頭陳述は、易しい、分かりやすい言葉遣いをしていた。
- ◎ この点については、法曹三者が一体となって、分かりやすい言葉を使うよう努力すべきだと考えている。
- 裁判員は、法廷に入る前に事件の詳しい内容を聞いたり、出てきそうな専門用語を教えてもらうことはできないのか。
- ◎ 「起訴状一本主義」といって、予断や偏見を持たないようにするため、普通の刑事裁判でも、裁判が始まる前には、裁判官は起訴状しか見ることができない。それが大前提になる。
- 裁判員に対しては、裁判の前でも起訴状の記載で理解しにくい言葉があれば説明しているが、質問が出ることはあまりない。
- 起訴された事件について、裁判員裁判にするかどうかの判断はどのように

行うのか。

- ある一定以上の重い刑が定まっている罪の場合は裁判員裁判で行うと決まっている。ただ、その事件を担当することによって裁判員に危害が及ぶおそれがあるような例外的な場合には、裁判員裁判でなく裁判官だけでやるという判断を裁判官がすることになる。
- 同じ罪名の事件でも、裁判員裁判と裁判官だけの裁判とでは、判決の量刑の幅が違うという話を聞いたが、裁判員裁判にするかしないのかという判断によって量刑に影響する場面が出てくるのではないか。
- 量刑の幅が広がるということは、重くも軽くもなりうるということであり、事前に予測できないことなので、ある事件を意図的に裁判員裁判から外しても意味がないと感じる。
- ◎ 量刑の判断が難しい事件だからという理由で裁判員裁判をしないということはあり得ない。むしろそういう事件にこそ、一般の方の良識や意見を反映させようというのが制度趣旨である。
- 裁判員裁判にしない場合の理由は公表されるのか。
- 「決定」という形で判断することになるが、理由を公表するかどうかについては、現時点ではわからない。
- 情報公開請求で明らかにすることは可能か。
- ◎ 裁判の中身については情報公開請求の対象とはならない。
- 被告人やその関係者から逆恨みされないよう、覆面をして法壇に座るなどということはできるのか。
- それはできない。しかし、裁判所から裁判員を特定する事項を明らかにすることは一切ない。傍聴人と偶然知り合いでわかってしまうということはあるが、現実的に危害が加えられることはないと思う。判決に恨みを持って何らかの行動を起こすとなったら、通常その対象は裁判長ではないか。

- ◎ 判決は裁判官も含めた9人で決めるので、特定の裁判員が対象となることは考えにくい。また、日本では、裁判官に対して、被告人などが危害を加えるということは極めて少ない。したがって、顔を見られて怖いという気持ちは確かにあると思うが、実際に問題が生じる可能性は極めて低いと考えている。
- 裁判員へは、何かあったら警察へ連絡してほしいと言っているし、裁判員から連絡があった場合にはすぐに対応してもらうよう裁判所と警察との間で話はしている。
- 裁判員経験者の生の声を視聴者に聴かせたいので、裁判終了後の記者会見の録音を認めてほしい。また、注目される事件の場合には報道関係者用の傍聴席を多めに取っていただければとも思っている。
- ◎ 報道関係者が重要だと思う事件については、一般の方も興味を持っているので傍聴希望者が多くなる。傍聴席の数は決まっているので、報道関係者と一般傍聴者の比率をどうするかについてはその都度考えていくしかない。
- 大規模な裁判所では、100人以上入れる大法廷を持つ裁判所が多いが、当庁は傍聴席の数が少なく、56席しかない。報道の役割の重要性は理解しており、そのための傍聴席も確保したいとは思っているが、そうすると一般傍聴者の席が減ることになるので割合で決めざるを得ない。
- 裁判員経験者には、取材を受けるのは初めてという人も多く、突然、裁判員に選ばれ、判決を終えてまたすぐに記者会見となると精神的負担は非常に大きい。そういう状況なので、記者会見に応じてもらうためにはなるべく負担の少ない形で実施する必要があると考え、当面は、録音も撮影もしない状態にしていきたいと考えている。
- 裁判員経験者にアンケート等を行っているのか。
- 裁判員だけでなく、補充裁判員や選任されなかった候補者に対してもお願

いしている。

- ◎ 選任されなかった人のアンケート結果を見ると、「選ばれなくてほっとした」という人もいるが、「せっかくだからやってみたかった」という人も結構いる。
- 裁判員制度についてよく知らなかった頃は、候補者に選ばれるとその間仕事ができなくなるので消極的だったが、裁判員制度の説明会に関わってからは「参加してみたい」という気持ちになった。裁判員を経験した人からも、最初は参加に消極的だったかもしれないが、経験した後は「やってみてよかった」「いい経験だった」との声が上がっている。ただ、新聞やニュースなどを見ない人はそういうことを知る機会がないので、多くの人に裁判員経験者の感想を伝える必要がある。
- 全国版のアンケート結果は裁判所のホームページに掲載されているし、新聞にも掲載されている。
- 裁判所のホームページにアクセスしようという意識は一般の人にはない。固い報道だけでなく、もっとくだけた媒体を利用したほうが裁判員制度についてよく知らない人にも興味を持ってもらえるのではないか。模擬裁判のような体験の場を設けることも有効だと思う。
- 裁判員に選ばれる前の段階で、裁判員や裁判員候補者になるとどのような義務を負い、何をしてはいけないのかということ、明確に分かりやすく伝える必要があると思う。薄い「裁判員制度」と書かれたパンフレットの裏表紙には守秘義務等について非常に分かりやすく書かれているが、「裁判員制度ナビゲーション」という冊子では分かりにくい。例えば「裁判員候補者に選ばれたことを公にしてはいけない」という場合の「公」については誤解している人も多いと思うので、そういう情報を裁判員候補者に先に提供しておくと思えるのではないかと。

また、20歳前の人たちに、薄いパンフレットだけでも配布できれば、

裁判員制度について理解を得るのに有効だと思う。

- 意見としては2つある。1つ目は、評議の進め方について、最近の子供たちは周囲の雰囲気非常に影響を受けやすいので、評議の雰囲気がシリアスになりすぎると何も意見が出なかったり、逆に活発になりすぎると軽くなってしまっておそれもあると思う。評議の場の雰囲気作りが非常に難しいと感じた。

2つ目は、裁判員制度に関するPRを行う際、裁判所、検察庁、弁護士会の連携が取れておらず、同じようなリーフレットがいくつも届いたことがあった。

- 評議の場での話しやすい雰囲気作りというのは検討課題である。厳格にすべき部分と穏やかにやるべき部分のメリハリをつけ、ムードに流されることなく、きちんと意見を出してもらえるよう心がけているし、今後もそうしていきたい。
- 広報については、以前にも、裁判所、検察庁、弁護士会が歩調を合わせて行った方がいいという意見をいただいたことがある。ただ、伝えたいメッセージについて、三者共通の部分と異なる部分があるので、立場ごとに動くこともやむを得ない場合もある。
- 全国の裁判員経験者に対するアンケート結果を見ると、審理や評議の時間が足りなかったという意見があったと思うが、和歌山ではどうだったのか。
- 特に時間が足りなかったという御意見は聞いていない。
- ◎ 3日の裁判を4日にするというのは、仕事を休んでいただく日が1日増えることになる。かといって、時間がなくて中途半端な議論に終わって判決するというのは、被告人にとっても非常によくないことである。
- 「裁判員制度ナビゲーション」に理由なし不選任について記載されているが、そういうことができる理由は書かれていない。国民の理解を得るためには理由を記載したほうがいいのではないか。

□ アメリカでは、陪審員を選ぶ際に「専断的忌避」といって、そういう権利がそもそもあるとされており、理由なし不選任はその制度に由来していると思う。

7 次回委員会の意見交換テーマ

民事調停事件の手續について

8 次回委員会の開催日時

平成22年11月5日(金)午後1時30分から開催することが決定された。

9 閉会